

I. 目的・方法・課題

目的：中国残留日本人（残留孤児・残留婦人等）を対象として、1945年から現在に至る東アジアの社会変動の渦中で、国民国家やそれを越境した多様なアクターの諸正義、及び、その輻湊に根差して生じた紛争の解決・和解が如何に実践されてきたのか、また如何に可能かを探求。

残留日本人：2001年、国家賠償訴訟。原告2211名。

2007年、訴訟取り下げ。「新支援法」成立。

BUT 大多数：「正義ある和解」とは認識せず。その後も深刻な問題に直面。

& 「和解」：日本政府との法的・政治的和解に限定されず。

ポスト・コロニアルの東アジアにおける越境的社会圏の中で、政治的・社会的・道徳的・形而上的な思考に裏打ちされた社会的諸条件、及び、多様なアクターの主体的な変容の中で成立。

* 「移行期正義論」：何から何への移行期？

暫定的私見：帝国主義→ポスト・コロニアリズム。

∴ 民族解放・国民主権を越えた正義。（≠並列的多元性）。その主体は？

残留日本人の人生：4つの紛争と和解の契機が刻印。

①残留日本人の生成

* events:第二次世界大戦・日中戦争、「満州」支配、集団引揚事業とその終結、中国人による引き取りetc.

actors:日本政府、GHQ、ソ連政府、中国国民党・共産党、日本人実父母、中国人養父母etc.

②ポスト・コロニアルの中国社会における生活苦、（日本人としての）差別・迫害。

* events:国共内戦、中華人民共和国成立、「大躍進」、大飢饉、文化大革命etc.

actors:中国共産党・政府、日本政府（東西冷戦・国交断絶）、中国民衆etc.

③日本の肉親捜し、日本への永住帰国をめぐる紛争・対立・苦難。

* events:戦時死亡宣告、日中国交正常化、訪日調査・自主調査、帰国支援政策etc.

actors:中国政府、日本政府、中国養父母・家族、日本の肉親・家族、日本のボランティア、身元保証人etc.

④帰国後の日本社会における生活苦、（中国人としての）差別。

* events:自立支援策（就労・日本語等）、国家賠償訴訟、新支援策策定etc.

actors:日本政府、家族、地方自治体、ボランティア、雇用者、教育機関（夜間中学等）、帰国者コミュニティetc.

紛争・アクター(加害者・被害者・支援者・傍観者)・諸正義の内容：多様な見解。

& 「和解」：独自に考察すべき多くの課題。

* 1)多様な諸「正義」の中で最も普遍的な「正義」の択一・合意形成？

2)異なる諸「正義」を通底する普遍性の抽出・合意形成？

3)複数の諸「正義」の不可避的対立を前提とした戦略的妥協・忘却(アロイス・ハーン)？

4)既存のすべての諸「正義」を批判的に克服する新たな「正義」の創造・構築？

(→新たな「正義」自体も批判・克服の対象:和解の不可能性・永続的過程の確認)？

5)既存の諸「正義」と無関係に新たな「正義」の構築？

6)上記のすべての複合的・調整的(便宜的)併用？

主な研究法：地域社会学、「生活過程分析」に基づく社会変動論。インテンシヴなインタビュー調査。

当事者の「生命－生活(life)」の発展的再生産に向けた主体的営為・協働関係の実態把握。

社会の構造変動・変革の創造性（「和解」の契機を含む）を探る。

* 「諸個人が『生命－生活』の発展的再生産を目指す」こと以外のあらゆる価値（正義・専門性・ディシプリン）を、いったん保留。

2002年以降、日本・中国の双方で残留日本人とその家族（約450名）にインタビュー。

* 「強い組織的当事者（国家・資本・市民社会等）」より、「弱い個人的当事者（残留日本人等）」から見た正義・主体性に視野が偏向。＝洞察と同時に制約も？。今後の課題。

本日の報告：①の契機（＝残留日本人の生成）に焦点。

素材とする調査対象者：残留日本人（110名）＋中国人養父母（14名）。

II. 残留日本人の生成（1）：日本人難民の実践と協働

(1) 先行研究・社会的実践：残留日本人の生成

①「戦争被害」 VS 「戦後の新たな被害」。

* 「戦争被害」：国賠訴訟の被告（日本政府）、蘭信三。

「戦後被害」：国賠訴訟の原告（残留孤児）、南誠・浅野慎一・佟岩。

②多様性：「偶然・個別事情」 VS 「何らかの必然性・構造的」。

* 「偶然・個別事情」：国賠訴訟の被告（日本政府）。

「必然性・構造的」：国賠訴訟の原告側書証（浅野慎一・佟岩）。

(2) ソ連侵攻以前の生活

1945年8月9日、ソ連：日本に宣戦布告、中国東北地方（「満州国」）に侵攻。

それ以前の両親の職業(表1)

①開拓移民(51.8%)

日本政府：1932年以降、傀儡国家「満州国」に農業移民を送出。

1936年、100万戸・500万人の送出計画：七大重要国策の一環。

②都市的職業従事者(12.7%)

父親：経営者（建設業、商店、木材会社等）。

管理職・技師（南満州鉄道、電信電話公社、貿易会社、食品製造等）。

母親：専業主婦。

③軍人(8.2%)。職業軍人：一層少ない

敗戦時、軍人家族は優先的に日本帰還→残留者（残留日本人）の少なさ(事例1)。

母親：専業主婦。

④職業不明(27.3%)

幼少で実父母の記憶なし(事例2)。その後も肉親と再会を果たせず。

各職業階層の生活実態(表2)

①開拓移民（の子供）

日本・農村に出生（「記憶あり」）の66.7%。以下、構成比算定で「記憶なし」を母集団から除外。

両親に連れられ、1～15歳時、ソ「満」国境付近・黒竜江省（67.3%）等の農村に入植。

1) 年長者(1935年以前出生)

長野・高知・熊本・福島等、開拓移民の送出に積極的だった地域で出生。（表3）

1941年以前（＝移民事業の本格期：浅田喬二・小林英夫）に移住。

大規模な集団移民。鉄道沿線地域に入植(地図1・青印)

2) 年少者(1935年以降出生)

鹿兒島(奄美大島)・奈良・香川・兵庫・宮崎・広島等、多様な地域で出生。

1942年以降（＝移民事業の崩壊期）に移住(事例3)。

小規模な移民団（「虫食い団」も頻発）。鉄道沿線から遠隔地に入植(地図1・赤印)。

* 1942年以降出生：中国農村で出生、移住年不明。

一部、ある程度、豊かな生活。

BUT 重労働、不作・食糧難。

辺境：医療機関なし。ソ連侵攻以前に家族が病死(27.3%)。

1945年、徴兵(62.2%)。「根こそぎ動員」。農業生産の維持も困難(事例4)。

②都市的職業従事者・軍人（の子供）

1938年以降（年少者）、中国・都市で出生。

1) 都市的職業従事者：ソ「満」国境に近い北方の黒竜江省等の都市(地図2・青印)。

2) 軍人：「満州国」の政治・経済の中心だった南方の遼寧省等の都市(地図2・緑印)。

開拓移民以上に豊かな生活(事例5)。& 家族の病死：少ない。

BUT 1945年、都市的職業従事者の父親も徴兵（「根こそぎ動員」）→生活困窮。

(3)ソ連侵攻後の生活

1945年8月9日、ソ連：中国東北地方に侵攻。

現地の日本軍（＝関東軍）：既に戦力を内地・南方に移動、弱体化。

日本軍：ソ連軍侵攻を事前に予測、本土防衛のために「満州」放棄する作戦計画を決定。

BUT 情報秘匿（←「静謐確保」）。

①開拓移民(表4)

突然のソ連軍侵攻に直撃、極度の混乱状態。(地図3)

成人男性：徴兵（「根こそぎ動員」）。

女性・子供・高齢者：数カ月間にわたる凄惨な逃避行・流浪。

ソ連軍による爆撃・機銃掃射・銃撃：8月末まで継続。多くの日本人が殺害(事例6)。

ソ連兵による女性の拉致・強姦・殺害(事例7)。

現地中国人・匪賊等による襲撃・略奪(事例8)。

日本軍による救援：ほぼ皆無。

難民収容所：食糧・燃料・衣類・医薬品が欠乏、零下30度～40度の厳寒、
餓死・病死・凍死者が続出(事例9)。

ソ連侵攻後、死別(実父36.4%、実母42.9%、その他の家族76.6%)

* 離別(実父21.8%、実母7.1%、その他の家族74.5%)

家族と死別(81.5%)、離別(66.7%)(事例10)、死別・離別なし(7.4%)

* 実父：36.4%はソ連進攻以前から不在(徴兵・戦死・病死等)

②都市的職業従事者・軍人

都市・難民に。

ソ連侵攻後、死別(実父17.4%、実母28.6%、その他の家族50.0%)

* 離別(実父13.0%、実母9.5%、その他の家族35.0%)

家族の死別(52.4%)、離別(47.6%)、死別・離別なし(33.3%)

* 実父：60.1%はソ連進攻以前から不在(兵役等)

§ 1945年～1946年、難民収容所で越冬。実父母・家族と最も多く死別・離別。

日本への帰還・引揚事業：1946年5月以降。

遅延←1)日本政府：戦後も日本人難民の「現地土着方針」

2)GHQ：軍人・軍属の復員を優先

3)ソ連軍(中国東北地方を実質統治)：日本人難民の保護・帰還に無関心

中国：国民党と共産党の内戦でしばしば中断

1958年、東西冷戦下の日中関係の悪化→主に日本政府の判断で打ち切り(南誠)。

§ 中国に取り残された日本人難民：

1946年5月以降の引揚事業：日本人難民→引揚者 & 未帰還者に分岐、

1958年の引揚事業の打ち切り：未帰還者＝残留者(＝残留日本人)として確定。

残留日本人＝戦後の引揚政策と東西冷戦(＝ポスト・コロニアルの世界)が創出した歴史的主体。
≠戦争の残滓。

(4)逃避行・難民生活の3類型(表5)

①【長距離逃避行型】(22.7%)(地図4)

黒竜江省等、鉄道沿線の農村→遼寧省等の大都市(瀋陽市・撫順市等)、
数百キロ、数カ月間、列車。

年長者(1940年以前出生・88.0%)

年少者：長距離の苛酷な逃避行に耐えられず、途上で死去、置き去り。

遼寧省等の大都市の難民収容所：見ず知らずの中国人に引き取り(事例11)。

実父母のどちらかが生存：女兒を優先的に中国人に委託(事例12、表6)。

男児：実父母とともに日本に帰還 or 難民収容所で死去。

②【農村内流浪型】(49.1%)

黒竜江省等の農村内部を流浪(地図5)。

鉄道から遠隔の地で敗戦→徒歩で流浪、鉄道沿線までたどり着いても既に列車なし。

1)最年長者(1928～1931年出生)：すべて女性、見ず知らずの中国人男性と結婚(事例14、表7)。

難民収容所、実父母・弟妹の命を助け、自らも餓死・病死を逃れるため、結婚決意。

* 最年長者：男性は不在。

∴ a) 18歳以上の男性：「根こそぎ動員」・徴兵。

b) 14～17歳の男性：配偶者・養子として引き取られにくい。

∴ 一部の日本への引揚者を除き、中国の地で死去。

2) 1932年以降出生：見ず知らずの中国人養父母に、養子として引き取り（事例13）。

a) 年長者（1932～1940年出生）：実父母と死別・離別（事例15）。

b) 年少者（1941～1947年出生）：実父母（のいずれか）が生存同伴。

実父母と死別・離別した年少者：農村内流浪に耐えられず、死亡 or 路上等に置き去り

a) 実母生存：見ず知らずの中国人男性と再婚、自らと子供の命をつなぐ（事例16、表8）。

b) 実父母が年少の子供を中国人に委託：女兒を優先（事例17）。

年少の男児：難民収容所で死去。（∴ 農村から日本への引揚困難）

3) 1941年以降出生（年少者）：路上・戦場跡に置き去り。見ず知らずの中国人に拾われる（事例18）。

③【都市難民型】（28.2%）

敗戦前から住んでいた都市で難民に（地図6）。多様な地方都市に分散。

実父母（双方・いずれか）が生存（91.3%）。

1941年以降生まれの年少者（87.1%）、男女偏差なし。

都市の実父母（＝日本への引揚が比較的容易）：引揚船に乗船

衰弱が特に著しく、乗船に耐えられない年少の子供を（男女を問わず）、

以前から知己の信頼できる中国人に委託（実父母が養父母を選択）（事例19）。

一部、路上に置き去り、迷子・誘拐→見ず知らずの中国人に引き取り（事例20）。

(5) 小括：日本人難民の実践・協働

①「生命－生活(life)」の危機、家族との死別・離別：日本敗戦(1945.8.15、9.2)以降に発生。

日本人難民→引揚事業の開始（1946年）・中断→「引揚者」と「未帰還者」に分岐。

「未帰還者」→引揚事業の打ち切り（1958年）→「残留日本人」。

中国残留日本人＝ポスト・コロニアルの国家システム・東西冷戦が創出した歴史的主体。

≠戦争・植民地支配の残滓。

②体験の多様性←1) 両親の職業階層（開拓移民、都市的職業、軍人）

2) 中国での居住地（黒竜江省等の農村、遼寧省等の都市、鉄道（南満州鉄道）からの距離）

＝戦前の日本の植民地政策が構築した空間構造に基づく多様性。

ソ連侵攻・日本敗戦→構造としては維持、新たな意味をもつ空間へと変貌。

対象者の経験の多様性：日本政府の植民地政策による構築物。（≠偶然・個別事情）

③対象者の多様性←わずかな年齢差 & 性差。

年少者：長距離の逃避行、実父母不在の農村内流浪に耐えられず。死亡 or 路上等に置き去り。

実父母生存同伴：女兒を優先的に中国人に委託。→男児の生存率は低下。

見ず知らずの中国人と結婚：女性のみ。

都市難民：引揚に耐えられない年少者が残留日本人に。

④多様性を越え、当時、最も重要・普遍的な主体性（＝当事者にとっての「正義？」）：「生命－生活

(life)」の維持、生き残ること。

逃避行、流浪、難民生活、見ず知らずの中国人男性との結婚、我が子を路上に置き去り等

＝自らと家族の生存の可能性を少しでも広げるための必死の主体的実践。

引揚事業の遅延・終結→中国の地で死ぬか、生き残って残留日本人となるか？

＝最大の現実的分岐点。

「難民・未帰還者」としての苦難・被害を克服すると同時に、「残留日本人」としての新たな苦難・被害に突入。今度は、その克服を目指すためのスタートラインに。

その意味でも、残留日本人＝ポスト・コロニアルの世界が創出した歴史的主体。（≠戦争の残滓）

Ⅲ. 中国残留日本人の生成（2）：中国人民衆の実践と協働

(1) 先行研究・社会的実践：残留日本人の生成

①戦後中国での残留日本人：国家の保護を失い、「むきだしの個人」。敗戦国民のスティグマを刻印。

孤立・「一人きり／一人ぼっち」で生きてきた。（蘭信三）

②中国の養父母・人民・政府：残留日本人に報復せず、養育。「中華民族の偉大な母性愛」、「中華民族の広い度量」、「私心のない奉仕精神」。（関亜新・張志坤）

- ③「労働力目当てで日本人婦女子を引き取り、虐待・酷使した中国人」の事例紹介。
- ④中国人養父母＝残留日本人を日本の肉親と引き離し、日本帰国・日本語習得の機会を奪った加害者。
中国人養父母による養育＝「危険状態」。(国賠訴訟・東京地裁判決)
- ⑤「命の危機に瀕した子供(残留日本人)が可哀想で、引き取るしかなかった」との中国人養父母の語り：
：マスメディア向けに構築されたモデル・ストーリー。(張嵐)。

* 対話的構築主義。BUT モデル・ストーリーであることの実証は欠如。

(2)中国人による引き取り(表9)

- ①養父母(106人)、仲介者(61人)。
その他、通訳、相談者、情報提供者、母乳提供者、配偶者、雇用者、放浪中の生活支援者等(事例21)
仲介者・関与者：多くが養父母の親戚 or 近隣・職場の知人。
- ②仲介者：1)最初から、引き渡すべき養父母を想定。養父母から子供の仲介を依頼も。(事例22)
2)引き取った後に、養父母になってくれる人を探す。(事例23)
引き取りを躊躇する養父母を懸命に説得。
自ら養父母になる可能性も。
養父母宅を再訪、不適切な状態があれば、子供を取り戻して別の養父母を探す。
養父母と仲介者：金銭(仲介料)の授受ほとんどなし。(事例24)
1)ごく一部、誘拐・人身売買者が仲介者：金銭の授受あり。(事例25)
2)日本人実父母と中国人養父母：金銭(食費・医療費・帰還旅費)・食糧を渡し、生命の危機に瀕した子供を引き取り。＝人身売買というより、日本人難民の救命・帰還支援(事例26)
- ③引き取りの経過：残留日本人の年齢・性別によって相違
1)1928～31年生まれ・最年長者：すべて女性、1946年以降、見ず知らずの中国人男性と結婚(事例27)
仲介者なし。後に夫になった男性が直接、難民収容所を訪問・引き取り。
当時の中国(特に農村)：結婚に高額な結納金。貧困のため、結婚できない男性が多数。
→日本人難民の女性を妻として引き取り。
* 対象者の実母が(子供である対象者を伴い)見ず知らずの中国人男性と結婚(残留婦人)も
＝仲介者(特に人身売買者)が、富裕(地主等)・既婚(重婚)の男性にも仲介・売却も(事例28)
- 2)1932年以降の出生者：ほとんどが養子として引き取り。
a)年長者：1946年以降、仲介者を介さず、養父母が直接、難民収容所を訪問・引き取り。
1)見ず知らずの日本人(実父母・兄弟等)から、「子供(弟妹)の命を助けてほしい」と委託。(事例29)
2)肉親と死別・離別して一人でいた見ず知らずの対象者を説得して連れ帰り(事例30)
- b)年少者：1945年、凄惨な逃避行・難民化の渦中、仲介者に引き取り。→養父母へ。
1)遼寧省等(南部)の都市：元々知己だった日本人から(事例31)
2)黒竜江省等(北部)の農村：見ず知らずの日本人から(事例32)
難民収容所・路上・自宅等で、子供を委託。
3)都市・農村を問わず、路上・戦場跡に置き去りにされた子供を拾う。(事例33)
* 難民収容所：子供を引き取る明確な意思。
路上・戦場跡：偶然の出会い、成り行きで引き取ることに。
自宅：以前から知己。
年少者を引き取った養父母・仲介者：様々な戦争被害を経験。(事例34)
BUT「敵国・日本(人)の子供」等、国民意識は希薄。
むしろ「日本人も中国人も民衆は戦争の被害者」等、階級意識。
「何人であろうが、死に瀕している子供の命を救うのは当然」。
「引き取って育てれば、わが子」。

(3)養家の移動

- ①養家を移動(24.6%)。特に年長の残留孤児。(表10)
∴ 1)最年長の残留婦人：(前述)悩み抜いたあげく、自ら強い覚悟をもって結婚を決意。
実父母・弟妹と一緒に引き取り。
結婚後、よりよい移動先の当てなし。夫との間に実子が誕生。
∴ 養家移動という選択肢がないまま推移。

- 2)年少の残留孤児：引き取られる以前の記憶が希薄。養家で言語・食習慣に違和感なし。
 養父母：養子であることを隠蔽、「実子」と偽って養育。（事例35）
 物心ついた時には、養家に適応。 ∴ 養家移動：少ない。
- 3)年長の残留孤児：引き取られる以前の記憶が鮮明。養家での生活に強い違和感。（事例36）
 自らの十分な理解・納得ないまま、実父母等の判断で委託も多数。
 & 当時の中国：一定年齢に達した子供は家族労働力としての役割期待。
 BUT 言葉(中国語)わからず、長期の難民生活で衰弱。十分に期待に応えられない場合も。
 →養家の移動。

②BUT 年長の残留孤児の中でも、養家移動は半数以下。

養家移動のもう一つの要因：経済的貧困（特に農村）。貧困な農民・都市自営。（表11）（事例37）
 1946年以降、国共内戦、土地改革・共産党政権樹立→地主・富裕層の没落。

③移動前の養家：2類型が拮抗。（表12）

1)親和型：養家の家族員が優しく、虐待なし。（事例38）

経済的貧困（「口減らし」）、養父母の死去、本人の不適応等による移動。

養父母による「売却」（「将来の嫁＝童養媳」として売却）も。

BUT 対象者：売却も含め、「自らの生活の安定・将来を思いやった行為」として感謝。

次の養家に斡旋・売却：元の養父母。（元の養父母が死去した場合、その親戚・元の仲介者）。

移動：1回（2軒）。

2)虐待型：養父母による虐待あり。（事例39）

移動理由：貧困に加え、養父母が「不要」と言って追い出し、

対象者自身が虐待に耐えかねて脱走

移動：多数（最大9軒を転々）、放浪生活も。

次の養家紹介：元の養父母だけでなく、虐待を見かねた近隣住民、放浪中に偶然出会った中国人。

2類型（表13）：居住地・職業階層・経済状況とあまり相関なし。

∴ 養父母の個人的パーソナリティに起因。

(4)最終養家

①養父母等の職業：農民、零細都市自営、労働者（主婦）。（表14）（事例40・41）

移動前養家ほどではないが、貧困層。（安定・富裕層：16.4%にとどまる）

←国共内戦(事例42)、土地改革(事例43)・中華人民共和国成立後の「公私合営(自営業の国有化)」
 (事例44)等。

地域：1)都市：a)年長者：貧困な都市自営、

b)年少者：やや安定した労働者（主婦）。

2)農村：貧困な農民。

都市・農村格差が顕著。

②家族構成：残留日本人の年齢・性別によって差（表15）

1)残留婦人：（前述）配偶者→その後、実子誕生。

* 実父母・弟妹：死去、引揚、他家に移動etc.。

2)残留孤児：

a)年長者：養父母のいずれか不在。引き取り時、実子あり。

対象者＝1)家族労働力の即戦力。（事例45）

2)実子が男児→童養媳（女児）。（事例46）

* 引き取り当初から想定 & 結果的に結婚も。

3)実子が女児→跡継ぎ（男児）。（事例47）

∴ 役割期待に早く応えられる年長者を引き取り。

b)年少者：養父母の双方が健在。実子なし。

対象者＝1)「実子（＝老後の頼り・養児防老）」代わり（男児）。（事例48）

2)「幼い養子（女児）を引き取って命を助けると、功德で実子(男児)を授かる」民間信仰。（事例49）

∴ 年少者を優先的に引き取り。

③ 3 類型：1) 親和型：優しく、虐待なし。(57.3%) (表16) (事例50)

2) 双方型：優しさ・虐待の双方が併存。(20%) (事例51)

3) 虐待型：優しさなく、虐待あり。(14.5%) (事例52)

年長者・農村居住・農民・実子あり・貧困層に比較的多い。

BUT そうした養家の中でも虐待型は少数。親和型が多数。

∴ 虐待：1) 養父母等の個人的パーソナリティに起因。

ex) 双方型：優しい家族員 & 虐待する家族員が併存。

2) 「日本人ゆえ」ではなく、「養子ゆえ(実子との差別待遇)」「女兒ゆえ(男児との差別)」「家族労働力としての期待に応えられず」。

∴ 同様の理由で周囲の中国人の子供達も虐待。

④ 児童労働・就学制限：虐待とは限らない。(事例54・55・56)

確かに、1) 虐待型：児童労働・不就学が蔓延。(表17・18)

2) 親和型：児童労働なし(約半数)。高卒以上の高学歴も。

BUT 親和型でも、農村居住・貧困層・年長者：児童労働あり、低学歴多数(不就学含む)。

児童労働・不就学＝当時の中国社会の構造的矛盾。貧困な中国民衆に共通する問題。

≠ 残留日本人に固有、養父母の個人的パーソナリティ・虐待に起因。

「貧困なので自ら小学校を中退して働き、家計を助けた」etc.

児童労働・就学制限：養家の親和性構築の契機・証も。

(5) 小括：中国人民衆の実践・協働

① 日本敗戦後の逃避行・難民生活、生命の危機に瀕した残留日本人の引き取り・養育：

養父母・仲介者をはじめ、多様な中国人、特に貧困な民衆(農民・都市自営・労働者)の地縁・血縁・職縁のネットワークによって、初めて可能。

「敵国・日本人」等の国民意識は希薄。

「国籍を問わず民衆は皆、戦争被害者」(＝階級意識)。子供の救命への責任感・使命感。

→ 1) 残留日本人：「むきだしの個人／配線国民のスティグマ／一人ぼっち・孤立」(蘭信三)、

2) 養父母：「中華民族の広い度量／中華民族の偉大な母性愛」(関亜新・張志坤)

3) 養父母：「残留日本人を肉親と引き離し、日本帰国・日本語習得の機会を奪った」(東京地裁判決)

4) 「子供が可哀想で引き取るしかなかった＝養父母がメディアとの関係で構築したモデル・ストーリー」(張嵐)

＝いずれも現実と乖離。

② 引き取り・養育過程の多様性 ← 残留日本人の年齢・性別。

1) 最年長・女性＝残留婦人、2) 年長の残留孤児、3) 年少の残留孤児。

→ 引き取り時の関与者・経過、養家への適応、養家移動の有無、養家の家族構成・関係性等の違い

＝中国人養父母等には、それぞれ生活の論理に基づく選択基準

そこでの役割期待 — 妻、家庭内労働の即戦力、童養媳、跡継ぎ、養児防老、実子誕生のための功德等 — にふさわしい年齢・性別の残留日本人を選択的に引き取り。

「可哀想で引き取るしかなかった」との動機と矛盾せず。

∴ いずれも「生命－生活(life)」の世代的な再生産の論理。

∴ 生活の論理・役割期待と齟齬→一部で、虐待・養家移動も発生。

③ 最終養家、中国人の地縁・血縁・職縁ネットワークに広範に見られた親和性：「生命－生活」の世代的再生産を担う家族(配偶者・子供)・コミュニティとしての親和性。「引き取って育てれば、我が子」

≠ 「敵国・日本人」への博愛精神・人道主義、人権思想、異文化理解・多文化共生・国際連帯、利他主義、「私心のない奉仕精神」(関亜新・張志坤)、ボランティアな市民意識、中華民族に固有の文化、反帝国主義・反植民地支配の連帯・共同etc.

一部で見られた虐待：養父母等の個人的パーソナリティに起因。

≠ 「日本人ゆえ」・「労働力目当てで日本人婦女子を引き取り、虐待・酷使した中国人」etc.
ナショナルな認知枠。

④ 児童労働、就学制限、一部の人身売買(童養媳を含む)：直ちに虐待と言えない。

第一義的には、ポスト・コロニアルの中国社会における貧困の蔓延、都市－農村の構造的格差、

国共内戦、共産党政権下での政策が創出した矛盾。

∴ 当時の中国民衆に共有された苦難。(≠ 残留日本人に固有の苦難)。

児童労働・就学制限：家族の親和性構築の契機にも。
養父母による売却：「優しさの証」との受け止めも。
∴ 「生命－生活」の維持・再生産に不可欠の行為。
＝ポスト・コロニアルの中国社会の矛盾の深刻さ。

「残留日本人への虐待・差別」・「危険状態」（東京地裁）：現実と乖離したナショナリズム。

【補足的考察】

日本人難民 & 中国人民衆：異質な実践。

両者の協働があつて初めて、残留日本人は、生きて残留日本人になり得た。

両者の協働を可能にした共通性

①戦争の「被害者」 & ポスト・コロニアルの中国社会での「下層階級」。

≠ナショナルな「正義」。

∴ 対立を前提とせず、困難な状況下で「生命－生活」を維持し、世代的に再生産しようとする人間としての主体性（＝「正義」？）に基づく「和諧」の実践と協働。

∴ 性差・年齢差が大きな意味。

②被害・苦難をもたらしたアクター：日本政府、ソ連軍、GHQ、中国の国民党・共産党etc.

BUT この時期の対象者：最大の現実的な解決課題・関心事＝(残留日本人としての)生き残り。

自らの被害体験を多様なアクターとの「紛争」として対象化、「和解」の可能性を模索

：もう少し後の時期。

「被害・紛争」そのもの & 当事者による対象化・認識は別個の現象。独自の考察必要。

* 後の時期の生活体験（多様性）→過去の体験・被害（紛争・アクター・正義等）の再定義。
「現在が過去を規定する」／「主体的に構築される客観的事実（構築主義批判としてのニュー・リアリズム）」。

参考文献

浅野慎一・佟岩（2006）『異国の父母－中国残留日本人孤児を育てた養父母の群像』岩波書店

浅野慎一・佟岩（2016）『中国残留日本人孤児の研究』御茶の水書房

浅野慎一・佟岩（2010）「中国残留日本人孤児にみる人間発達と公共性（原語はハンゲル）」

Edited by Sung-In Kweon “Multicultural Japan & Politics” Seoul National University Press

浅野慎一（2006）「残留孤児の養父母になる『能力』」『図書』5月 岩波書店

佟岩（2012）「血と国」陳天爾・近藤敦・小森宏美・佐々木てる編著『越境とアイデンティティフィケーション』新曜社

佟岩・浅野慎一（2014）“Blood and Country Chugoku Zanryu Koji, Nationality and the Koseki”

Edited by David Chapman, Karl Jacob Krogness, Japan’s Household Registration System and Citizenship, Routledge

浅田喬二（1976）「満州農業移民政策の立案過程」満洲移民史研究会編『日本帝国主義下の満洲移民』龍溪書舎

浅田喬二（1978）「満州農業移民政策史」山田昭次編『近代民衆の記録 6 満洲移民』新人物往来社

蘭信三（1992）「ある中国残留婦人のアイデンティティ」戦時下日本社会研究会編『戦時下の日本』行路社

蘭信三（1994）『「満洲移民」の歴史社会学』行路社

蘭信三（2000）「中国帰国者とは誰なのか、彼らをどう捉えたらよいか」蘭信三編『『中国帰国者』の生活世界』行路社

蘭信三（2006）「『中国残留孤児』の問いかけ」『アジア遊学』85

蘭信三（2009）「課題としての中国残留日本人」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版

関亜新・張志坤（2008）『中国残留日本人孤児に関する調査と研究』（佟岩・浅野慎一監訳）不二出版

小林英夫（1976）「満州農業移民の営農実態」満洲移民史研究会編『日本帝国主義下の満洲移民』龍溪書舎

張蘭（2011）『中国残留孤児の社会学』青弓社

南誠（2005）「『中国残留日本人』の歴史的形成に関する一考察」『日中社会学研究』3

南誠（2006）「『中国残留日本人』の形成と記憶」『アジア遊学』85

南誠（2016）『中国帰国者をめぐる包摂と排除の歴史社会学』明石書店